

# 国立大学法人東京外国語大学の役員報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給する期末特別手当において、国立大学法人評価委員会等が行う業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じて学長が定める額を増減できるとしている。

東京外国語大学は、本学の理念である「外国の言語とそれを基底とする文化一般につき、理論と実際にわたり研究教授し、国際的な活動をするために必要な高い教養を与え、言語を通して外国に関する理解を深めることを目的とする。」に基づき、教育研究の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することを使命としており、将来構想「地球社会化時代の未来を切り拓く教育研究の拠点大学を目指して」を基盤として(教育改革、組織改革、入試改革、国際化、地域連携等の具体的な取組み等)を学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、東京外国語大学の学長は、職員数約300名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と学学責任者の職務を同時に担っている。

東京外国語大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものである。

また、他の人文系単科大学の長の報酬水準と同水準となっている。こうした職務内容の特性や他の人文系単科大学との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

#### 【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や業務の実績、国家公務員指定職適用官職との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考えられる。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

改定なし

理事

改定なし

理事(非常勤)

改定なし

監事

該当なし

監事(非常勤)

改定なし

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	16,559	10,654	4,627	1,278 (地域手当)	4月1日		
A理事	13,250	8,402	3,648	1,008 (地域手当) 191 (通勤手当)			
B理事	13,259	8,402	3,648	1,008 (地域手当) 199 (通勤手当)			◇
C理事 (非常勤)	3,360	3,360		( )			
A監事 (非常勤)	2,800	2,800		( )			
B監事 (非常勤)	2,800	2,800		( )		3月31日	

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:地域手当とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注3:「前職」欄の「◇」は役員出向者(独立行政法人等役員となるために退職した者)であることを示す。

## 3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
理事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

注:法人の長については、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

中期目標、中期計画に基づき、国家公務員の人件費改革を踏まえ、学内で年度当初に決定された予算の範囲内で運用。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を参考にしつつ、中長期的な財政状況を踏まえて、人件費予算の範囲内で決定する。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績や本学に対する貢献度、教育、研究、社会貢献等への功績を総合的に評価し、職員の昇給、昇格、降格及び6月期と12月期の勤勉手当の増額、減額を行っている。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日の基準日のそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績及び前年又は当該年度の人事評価を考慮し、それぞれ支給割合を決定する。
昇給	1月1日に、評価終了日以前1年間(基準期間)におけるその者の勤務成績に応じて決定する。昇給させるか否か及び昇給させる場合の号数は、基準期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号数を4号(事務・技術職基本給表の適用を受ける職員でその級が7級以上であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものにあつては、3号)とすることを標準として、本学が定める基準に従い決定するものとする。
昇格・降格	昇格:特に勤務成績が優秀で、かつ法人が定める一定の経験年数を有している者は上位の職務の級に決定することができる。 降格:勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。

#### ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

- 国家公務員の給与改定に準拠して、以下の改正を行った。
  - 平成18年度から平成21年度の間昇給の抑制を受けた職員のうち、31歳以上39歳未満の職員の号を1号回復させた。(平成25年4月実施)
  - 50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給を停止することとした。(平成26年1月実施)
- 特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、昨年度に引き続き、以下の措置を講ずることとした。  
(職員について)
  - 実施期間:平成24年7月～平成26年3月
  - 基本給表関係の措置内容
    - 事務・技術職(再雇用職員を含む)、看護職  
1～2級:▲4.77%、3～6級:▲7.77%、7級以上:▲9.77%
    - 教育職  
1～2級:▲4.77%、3～4級:▲7.77%、5級:▲9.77%
    - 指定職  
▲9.77%
  - 諸手当関係の措置内容
    - 管理職手当:▲10%
    - 期末・勤勉手当、期末特別手当:▲9.77%
    - 地域手当:減額後の基本給月額等の月額により算出
  - 国と異なる措置の内容  
平成25年度については、期末・勤勉手当及び期末特別手当の減額は行わなかった。

(役員について)

・実施期間:平成24年7月～平成26年3月

・本給表関係の措置内容

本給月額:▲9.77%(学長、常勤理事)

非常勤役員手当:▲10%(非常勤理事、非常勤監事)

・諸手当関係の措置内容

①地域手当:▲9.77%

②期末特別手当:▲9.77%

・国と異なる措置の内容

平成25年度については、期末特別手当及び4ヶ月間非常勤役員手当の減額を行わなかった。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	269	49.8	7,941	5,789	163	2,152
事務・技術	83	42.2	5,668	4,216	155	1,452
教育職種 (大学教員)	176	52.7	8,973	6,435	164	2,538
教育職種 (選択定年教員)	6	64.5	7,259	7,259	216	0
指定職種	3	57.8	12,274	8,888	163	3,386
その他の医療職種 (看護師)	1					
再任用職員	5	62.9	3,669	3,132	227	537
事務・技術	5	62.9	3,669	3,132	227	537
教育職種 (大学教員)	該当者なし					

注1:在外職員、任期付職員及び非常勤職員については、該当者がいないため表を省略した。

注2:常勤職員の「教育職種(選択定年教員)」とは、賞与、諸手当の一部が支給されない64歳、65歳の教員をいう。

注3:常勤職員の「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注4:常勤職員以外の医療職種(看護師)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注5:「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」は、全区分について該当者がいないため欄を省略した。

### [年俸制適用者]

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
非常勤職員	42	46.8	5,623	5,623	151	0
事務・技術 (特任職員)	6	45.7	3,083	3,083	163	0
教育職種 (特任教員等)	36	47.0	6,046	6,046	149	0

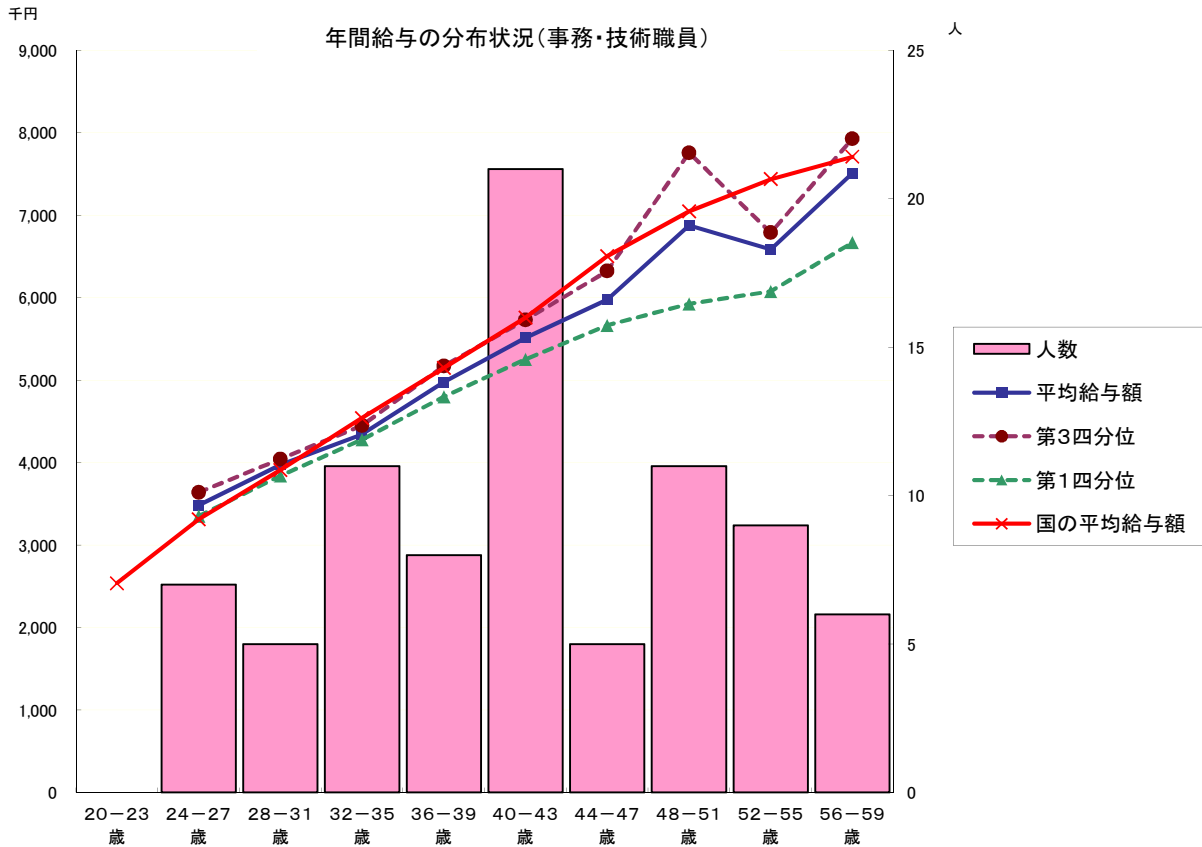
注1:非常勤職員(年俸制)については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「事務・技術(特任職員)」とは、本学が認める特定のプロジェクト等において、当該事業にかかる管理・運営業務に、専属的に一定の期間従事する者をいう。

注3:「教育職種(特任教員等)」とは、本学が認める特定のプロジェクト等において、教育、研究に専属的に一定の期間従事する者をいう。

注4:常勤職員、在外職員、任期付職員及び再任用職員については、該当者がいないため、記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

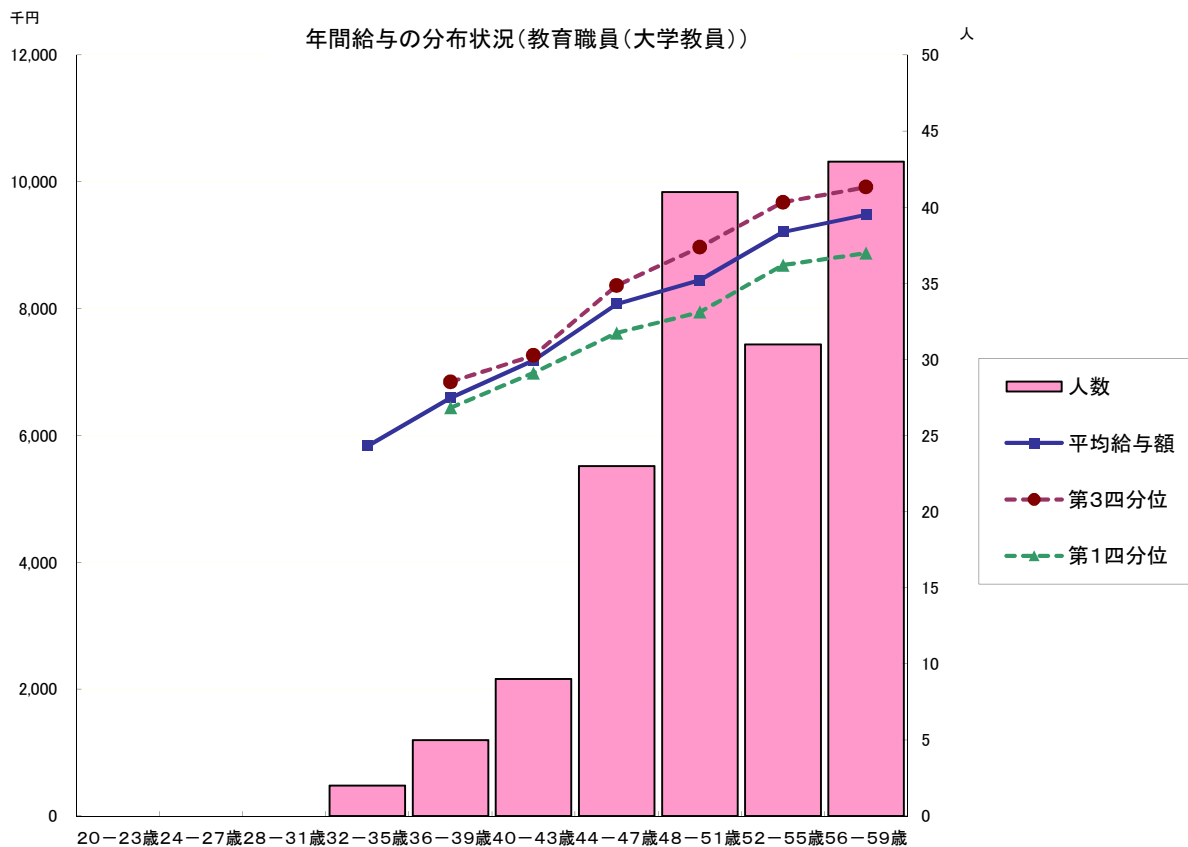
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位			
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	1		—	—			
課長	7	52.4	7,759	7,901	7,901	8,236	8,236
課長補佐	12	47.8	6,325	6,576	6,576	6,717	6,717
係長	33	45.0	5,217	5,659	5,659	5,926	5,926
主任	8	41.1	4,117	4,913	4,913	5,504	5,504
係員	22	31.4	3,641	4,001	4,001	4,307	4,307

注1:「部長」には、部長相当職である「副理事」を含む。

注2:「課長」には、課長相当職である「室長」及び「主幹」を含む。

注3:「課長補佐」には、「専門員」を含み、「係長」には、「専門職員」を含む。

注4:部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。



注1:年齢32～35歳の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
代表的職位	人	歳		千円	千円		千円
教授	107	55.9	9,009	9,485	9,992		
准教授	65	48.1	7,534	7,841	8,323		
講師	3	45.5	—	6,793	—		
助教	1		—		—		

注1:講師の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注2:助教の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	主任 一般職員	係長 主任	課長補佐 係長	課長 課長補佐
人員 (割合)	83 人 ( 7.2%)	6 人 ( 7.2%)	21 人 ( 25.3%)	30 人 ( 36.1%)	17 人 ( 20.5%)	7 人 ( 8.4%)
年齢(最高 ～最低)		27 } 25 歳	49 } 27 歳	53 } 36 歳	58 } 41 歳	57 } 48 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,839 } 2,415 千円	3,705 } 2,717 千円	4,530 } 3,483 千円	5,035 } 4,172 千円	6,140 } 5,448 千円
年間給与 額(最高 ～最低)		3,699 } 3,231 千円	4,963 } 3,641 千円	6,079 } 4,800 千円	6,952 } 5,827 千円	8,236 } 7,403 千円

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	事務局長 部長	事務局長	事務局長
人員 (割合)		1 人 ( 1.2%)	1 人 ( 1.2%)	0 人 ( %)	0 人 ( %)	0 人 ( %)
年齢(最高 ～最低)		}	}	}	}	}
所定内給 与年額(最高 ～最低)		}	}	}	}	}
年間給与 額(最高 ～最低)		}	}	}	}	}

注:6級及び7級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手 教務職員	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	176 人	該当なし ( %)	1 人 ( 0.6%)	3 人 ( 1.7%)	65 人 ( 36.9%)	107 人 ( 60.8%)
年齢(最高 ～最低)		}	}	59 } 33 歳	61 } 37 歳	63 } 45 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		}	}	5,792 } 4,331 千円	6,476 } 4,425 千円	8,175 } 5,669 千円
年間給与 額(最高 ～最低)		}	}	7,897 } 6,067 千円	9,151 } 5,886 千円	11,281 } 7,948 千円

注:2級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 給与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.7	65.7	64.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	37.3	34.3	35.8
	最高～最低	44.6～33.2	44.6～30.7	44.6～31.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.0	66.6	65.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.0	33.4	34.7
	最高～最低	41.8～31.5	38.8～28.4	40.2～30.2

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.7	67.4	66.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.3	32.6	33.9
	最高～最低	44.8～33.3	41.4～30.8	43.0～32.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.0	66.8	65.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.0	33.2	34.6
	最高～最低	41.8～33.0	38.8～29.1	40.2～31.5

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

95.7

対他の国立大学法人等

106.5

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

102.6

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出



給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	95.7
	参考	地域勘案 96.8
		学歴勘案 94.9
給与水準の適切性の検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 54.0%】                      (国からの財政支出額 2,966,700千円、支出予算の総額 5,496,924千円：平成25年度予算)</p> <p>【累積決算額 0円(平成24年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 9.6%(常勤職員数 83名中8名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 68.7%(常勤職員数 83名中57名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額 59.9%】                      (支出総額 4,166,444千円、給与・報酬等支給総額 2,494,365円：平成24年度決算)</p> <p>【検証結果】                      (法人の検証結果)                      支出予算の総額に占める国の財政支出の割合が50%以上であるが、累積欠損はなく、対国家公務員指数及び参考指数(地域勘案、学歴勘案及び地域・学歴勘案)は全て100未満であることから、給与水準は適正であると考えられる。</p> <p>(主務大臣の検証結果)                      給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていることから給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>	
	講ずる措置	引き続き人事院勧告に準拠した給与制度を推進しながら給与水準の適正化を行い、総人件費の抑制を図っていくとともに、適正な財政支出に努める。

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

100.2

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度) 千円	前年度 (平成24年度) 千円	比較増△減 千円 (%)	中期目標期間開始時(平成 22年度)からの増△減 千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	2,407,988	2,494,365	△ 86,377 ( △3.5 )	△ 344,667 ( △12.5 )
退職手当支給額 (B)	71,871	336,806	△ 264,935 ( △78.7 )	30,646 ( △29.9 )
非常勤役職員等給与 (C)	965,911	932,191	33,720 ( 3.6 )	86,068 ( 9.8 )
福利厚生費 (D)	407,589	403,082	4,507 ( 1.1 )	4,902 ( 1.2 )
最広義人件費 (A+B+C+D)	3,853,359	4,166,444	△ 313,085 ( △7.5 )	△284,343 ( △6.9 )

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「11 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

#### 総人件費について参考となる事項

##### ①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

- ・「給与、報酬等支給総額」については、特例法に基づく給与削減及び国家公務員の給与改定準拠による55歳を超える職員の昇給の抑制により、対前年比3.5%減となった。
- ・「最広義人件費」については、競争的資金等による非常勤教職員の増加により非常勤役職員等給与の増はあるが、上記の給与、報酬等支給総額の減、退職者数減に伴う退職手当支給額の減により、対前年度比7.5%の減となった。

### Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし